

ワーキンググループの進め方（案）

1. 第10回栄養成分関連添加物ワーキンググループ（2/28）

（1）品目概要の確認（事務局からの説明）

- ・品目の概要について事務局説明（資料1）

（2）今後の評価の進め方の方針の確認、質疑

- ・今後の審議の進め方についての確認（資料2、3）
- ・現時点で必要な補足資料の明確化

2. 第11回栄養成分関連添加物ワーキンググループ以降（複数回を想定）

※以後、審議に必要な資料があれば補足資料の提出を都度依頼する

（1）提出された知見の検討

- ・1.（2）で確認した論点を踏まえ、提出されている知見の内容を検討する
- ・基本的に、体内動態、ヒトにおける知見、毒性、摂取量推計の順に確認するが、補足資料の提出状況に応じて適宜変更する。
- ・検討した内容をどの程度まで評価書案（エビデンステーブルを含む）にまとめるか検討する

（2）食品健康影響評価

- ・提出された知見で評価が可能と判断される場合、ULadd等の評価を行う